

請求者 宮崎 誠 一

被請求者 嬉野市長村上大祐

嬉野市政治倫理条例第4条2項「金品の授受」の解釈について

平成31年1月29日

嬉野市政治倫理審査会会長 吉田一穂 様

佐賀市中央本町1番10号ニュー寺元ビル3階

佐賀中央法律事務所

請求者宮崎誠一手続代理人 東島 浩 幸

〒849-1426

嬉野市塩田町五町田乙3328番地2

杵藤法律事務所（送達場所）

請求者宮崎誠一手続代理人 藤 藪 貴 治

TEL 0954(68)0745

FAX 0954(68)0876

斎藤文男九州大学名誉教授が、2019年1月23日付「鑑定意見書その2」において指摘された「嬉野市政治倫理条例第4条2項『金品の授受』には、酒食の提供も含まれる。提供された物品をその場で消費すると否とにかかわらず、收受をもって足りる」とのご見解を踏まえ、実務法曹の立場から下記のように意見を述べる。

記

1 「金品」とは、金銭及び物品のことである。いずれについても同号はこれを受け取ることを禁じている。その場で消費・使用するか否かを問わない。

金銭の場合、收受してもその場で使うことはまずあり得ない。しかし物品については、その場で使用・消費することもあれば、持ち帰って使用することもある。飲食物がその例である。家に持ち帰れば「收受」に当たるが、收受の場で消費すれば「收受」に当たらないという理屈は成り立たない。そんな理屈が通れば数百万円もする高価な時計をもらって、腕時計の本来の用法としてその場で腕に着けたら「物品の收受」ではないことになってしまう。「金品の收受」について金銭や高額な贈答品、自動車などの耐久消費財の授受に限定するのは解釈の誤りと言える。

2 「金品の授受」とは、どんなに狭く解釈しても「金員」と「有体物」の双方を含む。「有体物」であれば收受の時点で使用・消費しても、持ち帰ってもいずれも「金品」に該当する。

「有体物」である飲食物の提供・消費も「物品」の「收受」に該当するのは、無銭飲食が有体物の「交付」によって、一項詐欺として成立することと合致しており、それが妥当であることは明らかである。

3 本件会食では2000万円近い会員権を持たないと使用することができない高級リゾートホテル「東京ベイコート倶楽部」の最上級客室「ロイヤルスイート」を会場としており、招待された村上大祐市長は、ホテルに入室しただけで多大な恩恵を享受したとみるべきである。アニメ制作関係者らから振る舞われたスパークリングワインやオードブル等は「有体物」であり「金品」である。そして村上市長はそれを飲み食いして消費した。

従って本件接待においては政治倫理条例第4条2項の「金品の收受」が行われていたのは明白である。

以上